

株式交換に関する事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号、
及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示書面)

2021 年 11 月 1 日

株式会社神戸製鋼所

株式会社神鋼環境ソリューション

2021年11月1日

株式交換に関する事後開示書面

神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 山口 貢

神戸市中央区脇浜町一丁目4番78号
株式会社神鋼環境ソリューション
代表取締役社長 大濱 敬織

株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」といいます。）及び株式会社神鋼環境ソリューション（以下「神鋼環境ソリューション」といいます。）は、2021年8月5日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年11月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、神戸製鋼所を株式交換完全親会社、神鋼環境ソリューションを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づいて開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2021年11月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求を行った神鋼環境ソリューションの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
神鋼環境ソリューションは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2021年10月8日付で、神鋼環境ソリューションの株主に対し、本株式交換をする旨、神戸製鋼所の商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告しましたが、会社法第785条第5項に定める期間内に、同条第1項に従って、神鋼環境ソリューションに対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。
 - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

- (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換は、神戸製鋼所にとって会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。
- (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
神戸製鋼所は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2021 年 8 月 6 日付で神戸製鋼所の株主に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である神鋼環境ソリューションの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は、神戸製鋼所にとって会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。
- (3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
本株式交換により、神戸製鋼所に移転した神鋼環境ソリューションの株式の数は、本株式交換により神戸製鋼所が神鋼環境ソリューションの発行済株式（但し、神戸製鋼所が保有する神鋼環境ソリューションの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の神鋼環境ソリューションの発行済株式総数から神戸製鋼所が保有する神鋼環境ソリューションの株式の数を除外した 6,594,176 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5.(5)記載の自己株式の消却後のものです。
5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) 神戸製鋼所は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 条の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した神戸製鋼所の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでした。
- (2) 神鋼環境ソリューションは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 9 月 30 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 神戸製鋼所は、本株式交換に際して、基準時の神鋼環境ソリューションの株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、後記(5)に記載の神鋼環境ソリューションの自己株式が消却された後の株主をいい、神戸製鋼所を除きます。）に対し、その所有する神鋼環境ソリューションの普通株式 1 株に対して神戸製鋼所の普通株式 4.85 株の割合をもって神戸製鋼所の普通株式を割当交付しました。神戸製鋼所が交付した普通株式の総数は 31,981,753 株です。

- (4) 本株式交換により増加した神戸製鋼所の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。
- ① 資本金の額
0 円
 - ② 資本準備金の額
会社計算規則第 39 条の規定に従い神戸製鋼所が別途適当に定める金額
 - ③ 利益準備金の額
0 円
- (5) 神鋼環境ソリューションは、2021 年 10 月 25 日開催の取締役会の決議により、基準時の直前の時点において神鋼環境ソリューションが保有していた自己株式 4,424 株の全部を、基準時の直前の時点において消却いたしました。
- (6) 神鋼環境ソリューションの普通株式は、東京証券取引所市場第二部において、2021 年 10 月 28 日付で上場廃止となりました。

以上